監督 処分情報

1 処分を受けた建設業者に関する事項

商号又は名称	イイダセツビ株式会社
主たる営業所の所在地	兵庫県加西市
許可番号	兵庫県知事(般・特ー29)第352172号
許可を受けている建設業 の種類	土、電、管、舗、水

2 処分に関する事項

処分年月日	令和元年12月6日
根拠法令	建設業法第29条第1項第2号(同法第8条第8号該当)

処分の内容

建設業法第29条第1項第2号の規定に基づく建設業許可の取消し

処分の原因となった事実

イイダセツビ株式会社の代表取締役が、刑法第204条(傷害)の罪を犯し、令和元年5月8日に罰金30万円の刑に処せられた。

このことは、建設業法第29条第1項第2号に該当すると認められる。